議案第１０５号

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

［改正理由］

公職選挙法施行令が一部改正され、国会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成等に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担についてこれに準じた措置を講ずるため改正する。

［内　　容］

１　選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額の引上げ（第６条及び第８条関係）

選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額を次のように引き上げることとする。

（１枚につき）

改　　正　　後	改　　正　　前
８円３８銭	７円７３銭

２　選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額の引上げ（第９条関係）

選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額に係る算出基礎額を次のように引き上げることとする。

（ポスター掲示場１箇所当たり）

改　　正　　後	改　　正　　前
５８６円８８銭	５４１円３１銭

［適　　用］

公布の日以後その期日を告示される選挙について適用